

農村・農業を守る農政の実行を求める意見書

日本では離農者が急増している状況である。農林水産省の調査によると、田の耕地面積は235万2,000haで前年に比べ1万4,000ha(0.6%)減少し、畑の耕地面積は197万3,000haで前年に比べ1万ha(0.5%)減少している。それは、農業では生活できない、酪農は維持できないという現実と、いまだに道路建設などによる農地転用が行われていることが理由である。

食料自給率の国の政策目標は45%であるが、毎年低下して今は38%である。世界を見ると、飢餓状態の人口が8億人を超え、世界的な食料危機でもある中、海外依存による食料の確保を継続することは、我が国に対して確実に不安をもたらすことになる。

農林水産省は「食料・農業・農村基本法の検証・見直し」を提起し、令和5年5月に「中間とりまとめ」を公表したが、その内容は、これまでの検証も不十分なまま、「不測時」の「食料安全保障」を重点にした農業の大規模化と食料確保策となっている。このままでは、食料さえ確保できれば輸入であってもよいことになり、日本の農業・農村の破壊にもつながりかねない。

農業従事者の減少、衰退への対策を強化し、食料自給率45%を達成するために、農業を国の基幹的生産部門とし、農業と農山村の再生に向け、価格保障・所得補償制度を再建して、若者が安心して農業で生計が維持できる環境を整備することが緊急課題である。

以上のことから、国に対し、農村・農業の意義を再確認し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 過去の検証を着実に行うとともに、食料・農業・農村基本法の理念を曖昧にすることなく、多様な農村の存在が日本の文化を創造し市民生活に活力をもたらす農政の実現を図ること。
- 2 食料自給率45%達成に向け、農業を国の基幹的生産部門として、価格保障・所得補償制度も含め再建することにより、若者が安心して農業で生計が維持できる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

甲 府 市 議 会